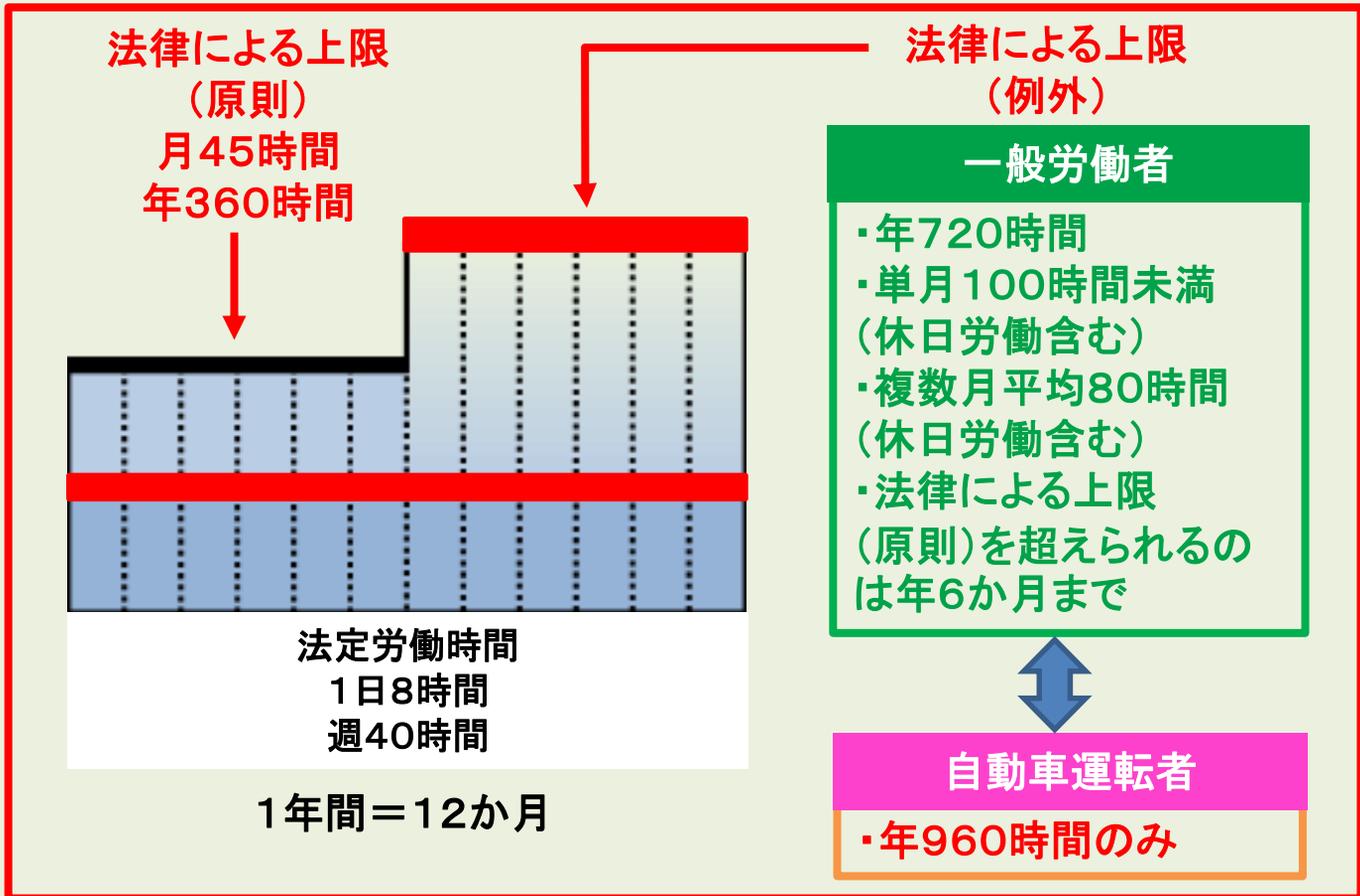


県内のトラック運送事業者のみなさまへ

働き方改革を進めましょう！

2024(令和6)年4月1日から自動車運転者にも
時間外労働の上限規制が適用されます



中小企業に対する時間外労働の割増賃金率も変わります

(現在)

(令和5年4月1日～)

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	25%	50%
中小企業	25%	25%	25%	50%

引き上げ



改善基準告示も改正予定です！

	令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
1年の拘束時間	<u>3,516時間</u> → -216時間	原則： <u>3,300時間</u>
1か月の拘束時間	原則： <u>293時間</u> → -9時間 最大： <u>320時間</u> → -10時間 	原則： <u>284時間</u> 最大： <u>310時間</u> (1年の拘束時間が <u>3,400時間</u> を超えない範囲で <u>年6回</u> まで) ※284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと。 ※月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める。
1日の休息期間	<u>継続8時間</u> →	<u>継続11時間を基本とし、9時間下限</u> ※長距離・泊付きの運行の場合は、運行を早く切り上げ、まとまった休息を取れるよう例外を規定。

【その他】

- 連続運転時間：「運転の中断」は「原則休憩」。SA・PA等に駐車できない等、やむを得ず4時間を超える場合は30分延長可。
- 分割休息特例：分割の方法を見直し（現行：4H+6H、5H+5H等→見直し後：3H+7Hも可）、分割休息が連続する期間を短縮。
- 2人乗務特例：車両が一定の基準を満たす場合には、拘束時間を延長。ただし、運行終了後11時間以上の休息を確保。
- 予期しえない事象：事故、故障、災害等やむを得ない場合の例外的取り扱いを規定。



「働き方改革」の取り組みをサポート！ 無料で個別出張相談も受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

「労働時間相談・支援コーナー」 県内各労働基準監督署
「群馬働き方改革推進支援センター」 0120-486-450

